文化の

おおたの気は大大大き?今備えよう

いつ大きな地震がきても大丈夫なように、耐震改修などにより、住まいを耐震化することが大切です。 町では、旧耐震基準住宅を対象に、診断から改修までの耐震化に対する取り組みを支援しています。

耐震診断は無料、耐震化の計画策定や耐震改修には補助

○専門家による簡易耐震診断

住まいが安全かどうか、まずは診断を受けましょう。

【対象】 昭和56年5月以前に着工された旧耐震基準住宅 (ツーバイフォー、軽量鉄骨造などは対象外)

○住宅耐震改修工事等

耐震診断の結果により、「危険」「やや危険」と診断された住宅は、耐震化を検討しましょう。耐震改修 工事の内容に応じた補助金制度が活用できます。

	工事等の種類	対象となる費用	補助率(上限額)	
1	住宅耐震改修計画策定	詳細な耐震診断や耐震改修計画策定の費用	2/3(20万円)	
2	耐震改修工事	改修後に十分な安全性が確保できる耐震改修工事費用	定額30万~100万円※	
3	簡易耐震改修工事	耐震改修計画の策定と部分的な耐震改修工事費用	定額50万円	
4	耐震シェルター設置工事	居住する一室に耐震シェルターを設置する費用	定額10万~50万円※	
5	屋根軽量化工事	非常に重い屋根を軽量化する費用	定額50万円	
6	建替工事	居住する住宅の除却費用と同一敷地内での新築費用	定額100万円	
7	防災ベッド等設置	居住する一室に防災ベッド等を設置する費用	定額10万円	
8	住宅耐震等補助	すべての耐震改修工事費用 (町内業者施工のみ)	1/10(10万円)	

※対象となる費用の額によって変わります。

(注) 工事着手前に補助金申請が必要です。

所得制限や工事施工者の制限、診断結果により補助を受けることができない場合もあります。 詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。

【申請締切】 11月30日(月)

危険ブロック塀等撤去支援事業補助金のお知らせ

※この補助制度は11月30日をもって受付を終了します。お早めにお申し込みください。

地震が起こったときの道路などの通行の安全や迅速な避難経路の確保などを図るため、個人住宅の危険なブロック 塀などの撤去に対して補助をします。

- ○対象施設 個人住宅(賃貸住宅を除く)
- ○補助対象 一般の通行の用に供する道に面するブロック塀などで、以下のもの
 - ・現行の建築基準法の規定に適合していないもの
 - ・老朽化などにより危険なもの
- ○対象経費 ブロック塀などの撤去に要する経費
 - ※ブロック塀の撤去費用のみが補助対象です。撤去後の新設費用は対象外ですので、ご注意ください。
- ○補助金額 対象工事費の2/3 (上限額20万円)
- ○締 切 11月30日(月)(令和2年度で制度を廃止します)
- (注) 工事着手前に補助金申請が必要です。

詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。

情報公開・個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

行政の透明性を高め、開かれた町政をさらに推進していくため、住民の皆さんとのよりいっそうの情報 共有を目指して、情報公開条例に基づき公文書を公開しています。

また、個人情報保護条例では、個人情報の適正な取扱いと町が保有する個人情報の開示請求等の権利な どを定めています。

●令和元年度中の公文書開示請求は0件、個人情報開示請求は19件でした。

●公文書開示請求に対する処理状況(平成29年度~令和元年度)

	請求件数			処理状況		
年度		開示	部分開示	不開示	取り下げ	却下
平成29年度	4	2	1	1	0	0
平成30年度	3	1	2	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0



●個人情報開示請求に対する処理状況(平成29年度~令和元年度)

	請求件数			処理状況		
年度		開示	部分開示	不開示	取り下げ	却下
平成29年度	2	0	2	0	0	0
平成30年度	10	0	9	1	0	0
令和元年度	19	2	15	2	0	0

●令和元年度審査請求の状況

開示請求に対する決定について、審査請求はありませんでした。

問合先 企画課 情報係

2492-9130

定例会が開催されます

町議会では、住みよいまちづくりを 目指し、予算や条例の審議をはじめ、 行政に対する一般質問をしています。



第258回 定例今口程(予定)

→ 第230回 龙阴云山性(1/龙)				
とき	予定されている主な内容			
6月10日(水)9:30~	 議案の提案理由の説明			

6月22日(月)9:30~ 一般質問 6月23日(火)9:30~ 一般質問 |6月25日(木)9:30~| 議案に対する質疑・討論・表決

議会開催時の生中継と録画放送が、インターネッ トを利用してパソコンやスマートフォンなどで視聴 できます。

詳しくは、町ホームページの「稲美町議会」「議会 映像インターネット配信しをご覧ください。

▶問合先 議会事務局 **☎**492-9147

労働保険のお知らせ

令和2年度労働保険(労災保険・雇用保険)の年度 更新期間は、

6月1日(月)~7月10日(金)です。 最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申 告・納付をお願いします。

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法 などの詳細につきましては、年度更新申告書に 同封しているパンフレット等をご参照ください。 厚労省ホームページでもご覧いただけます。



労働保険に関するお知らせ

労働保険のお手続きは「電子申請」をぜひご活用く ださい!自宅やオフィスから24時間いつでも申請や 届出が可能です。

また、労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便 利です。

- ○労働保険の電子申請手続は「電子政府の総合窓□ (e-Gov)」(https://www.e-gov.go.jp/)から行うこと
- ○電子申請のご利用にはマイナンバーカードまたは電子 証明書の取得が必要です。
- ○労働保険料の納付は、金融機関の窓□に 行かなくても口座振替や電子納付が可能です。

問合先 兵庫労働局 労働保険徴収課 **2**078-367-0790

厚牛労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

▲雷子政府O

総合窓口